

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月14日 06時35分ごろ
発生場所	愛媛県大洲市青島北東方沖 伊予青島灯台から真方位038° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 46.8′ 東経132° 31.1′）
事故の概要	漁船 戎丸は、北東進中、また、漁船 蛭子丸は、漂泊中、両船が衝突した。 蛭子丸は、甲板員が負傷し、右舷船尾部外板の破口等を生じ、また、戎丸は、船首部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 戎丸、4.98トン EH3-21810（漁船登録番号）、個人所有 10.75m（Lr）×2.60m×0.81m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和51年4月10日 B 漁船 蛭子丸、4.9トン EH3-23585（漁船登録番号）、個人所有 11.19m（Lr）×2.85m×0.76m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和62年2月26日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月10日 免許証交付日 平成27年11月9日 （令和3年3月24日まで有効） B 船長B 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月7日 免許証交付日 平成26年2月4日 （令和元年11月26日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 1人（甲板員）
損傷	A 船首部外板に破口及び亀裂 B 右舷船尾部外板及び後部甲板に破口及び亀裂、船尾部舷縁に亀裂、船尾部係船柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時14分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、一そうローラーごち網漁の目的で、平成30年10月14日04時30分ごろ愛媛県伊予市豊田漁港を発進し、05時30分ごろ青島北東方沖の漁場に到着した。</p> <p>A船は、1回目の操業を終え、船長Aが、甲板員Aを後部甲板で漁獲物の選別作業に当たらせ、自身が操舵室に渡した板に腰を掛け、約2,000メートル（円状に広げた網の直径約2個分に相当する距離）移動して2回目の操業を始める予定で、06時30分ごろ揚網を終えた場所を発進し、約9ノット（kn）の対地速力で、手動操舵により北東進した。</p> <p>船長Aは、06時35分ごろ、衝撃を感じ、A船の船首部がB船の船尾部と衝突したことを知り、船長Bに状況や連絡先を尋ね、所属している漁業協同組合に本事故の発生を報告した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、底びき網漁の目的で、14日03時10分ごろ愛媛県松山市松山港三津浜地区の係留地を発進し、03時50分ごろ伊予灘航路第9号灯浮標付近に到着し、南西方に向かって1回目のえい網を始めた。</p> <p>船長Bは、06時10分ごろ青島北東方沖に至って1回目のえい網を終え、主機を中立運転として漂泊し、海面付近まで揚げた網を船尾部に係止したのち、漁獲物の選別作業を甲板員Bと始めた。</p> <p>船長Bは、漁獲物を後部甲板から船首部の生け簀<small>す</small>に運んでいたところ、衝撃を感じて船尾方を振り向き、後部甲板で倒れている甲板員B及びA船を認め、A船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、船長Aと連絡先を交換したのち、甲板員Bを係留地に搬送することとし、携帯電話で、B船より速い船舶を所有する友人に来援を要請したのち、家族に救急車の手配等を指示した。</p> <p>甲板員Bは、係留地に向かう途上、来援した友人の船舶に移され、係留地に移送されたのち、救急車で病院に搬送され、約12週間の加療を要する第11胸椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、2回目の操業を始める予定で、揚網を終えた場所を発進

	<p>するのに先立ち、船首方を見た際、他船を認めなかったので、発進後も、前路に他船はいないと思い、振り返って漁獲物の選別作業を見るなどしていた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、B船に気付けば左右のいずれかに転舵し、B船を避けることができたと思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、漂泊中のB船に他船が接近することはないと思い、漁獲物の選別作業を続けていた。</p> <p>船長Bは、A船の接近に気付けば、移動してA船を避けることができたと思った。</p> <p>B船は、汽笛を装備していた。</p> <p>A船及びB船は、いずれもレーダーを装備していなかった。</p> <p>甲板員A、船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、青島北東方沖において、北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、漁獲物の選別作業を見るなどしていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進するのに先立ち、他船を認めなかったことから、発進後も、前路に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、青島北東方沖において漂泊中、船長Bが、漂泊中のB船に他船が接近することはないと思い、漁獲物の選別作業を続けていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、青島北東方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、漁獲物の選別作業を見るなどしており、また、船長Bが、漂泊中のB船に他船が接近することはないと思い、漁獲物の選別作業を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航海中及び漂泊中を問わず、他船との接近に気付くことができるよう、見張りを行うこと。</li> <li>・甲板上で作業をする場合には、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・事故が発生した際、直ちに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

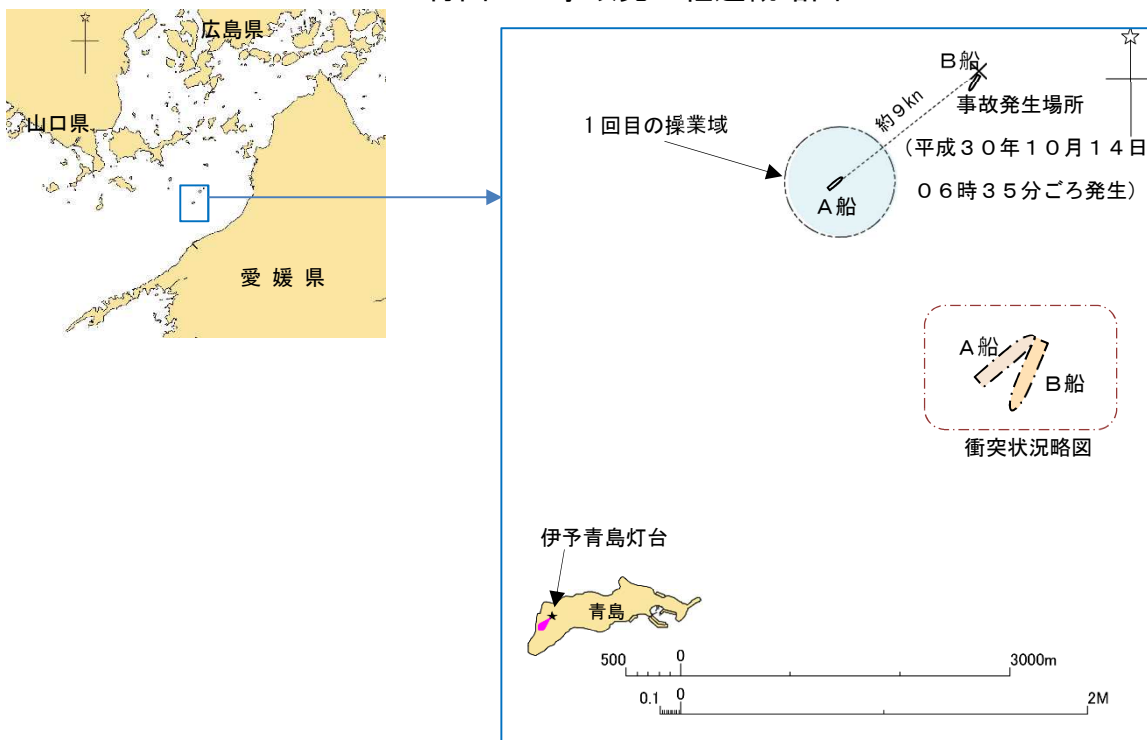


写真1 A船



写真2 B船

